

第 4 1 号議案

亀岡市立学校施設使用条例の一部を  
改正する条例の制定について

亀岡市立学校施設使用条例（平成 1 6 年亀岡市条例第 6 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 2 月 2 4 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市立学校施設使用条例の一部を改正する条例

亀岡市立学校施設使用条例（平成 1 6 年亀岡市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表屋内運動場の部①の項中

「小学校：西別院 曾我部 吉川 畑野 千代川

中学校：別院

義務教育学校：亀岡川東学園」

を

「小学校：西別院 曾我部 吉川 畑野 千代川

義務教育学校：亀岡川東学園」

に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

亀岡市立学校施設使用条例の一部を  
改正する条例案要綱

- 1 別院中学校の閉校に伴い、使用料の規定から別院中学校を削ること。
- 2 この条例は、令和5年4月1日から施行すること。